

令和4年10月4日

兵庫県在住中学校保護者の皆様

三田学園中学校  
校長 眞砂 和典

私立中学校等修学支援補助制度・県授業料軽減臨時特別補助制度（家計急変世帯）について

秋気ひときわ身に感じるころとなりましたが、皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素より本学園教育の発展のため、格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

この度は家計急変世帯への「私立中学校等修学支援補助制度」と「県授業料軽減臨時特別補助制度」についてご案内いたします。

## 1 対象者の条件と手続きについて

保護者が兵庫県在住で、経済的不況に起因する失業・倒産・病気などで収入減少の家計急変があり、急変状態が継続している場合（自己都合の退職、独立起業、離婚は対象外）

上記の条件を満たす方は申請書等を中学・高校事務室窓口までお越しいただくか、お子様を通じお受け取りいただき、詳細をご確認のうえ申請をすすめてください。

### ① 私立中学校等修学支援補助制度 ◀ 急変が入学した年の1月～令和3年12月に発生

- (1) 令和4年度の課税証明書に基づく保護者全員の年収が400万円未満程度の世帯
- (2) 保護者等全員の資産保有額（預貯金、有価証券、投資信託等）が700万円を超えないこと
- (3) 他の都道府県で類似の制度の支給対象になっていないこと

### ② 県授業料軽減臨時特別補助制度 ◀ 急変が令和4年1月～12月に発生

- (1) 保護者の前年収入と家計急変後の年収見込みを比較し、収入区分が低くなること

（ただし、同一の理由で申請出来るのは在籍中に1回のみです）

昨年より収入が低くなる場合、該当されるか要項・申請書を受け取りいただきご確認ください。

※これから先（12月末まで）に事由が発生した場合は、その都度手続きいたしますのでご連絡ください。

（最終受付1月13日）

2 提出期限及び提出先 令和4年10月20日（木）迄 ※お子様にお渡しいただいても結構です。

中学・高校事務室窓口へ提出、又は事務室宛へ郵送可。

3 問い合わせ先 高校事務室 田中 まで

〒669-1535 三田市南が丘2-13-65 TEL 079-564-2291